

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

### 告示

- 平成二十六年年度地籍調査事業計画の変更……………
- …(都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課)…
- 都市計画事業の認可……………
- …(都市整備局都市づくり政策部緑地景観課)…
- 土地区画整理事業の事業計画の変更……………
- …(都市整備局市街地整備部区画整理課)…
- 建築基準法による意見の聴取……………
- …(都市整備局市街地建築部調整課)…
- 建築基準法による道路位置の指定(二件)……………
- …(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)…
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除…(環境局環境改善部化学物質対策課)…
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……………
- …(生活文化局都民生活部地域活動推進課)…
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請……………
- …(同)…
- 特別養護老人ホーム等の施設整備及び運営事業者の公募……………(福祉保健局高齢社会対策部施設支援課)…

### 告示

●東京都告示第千六百六十一号  
 国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第六條の三第二項の規定により定めた平成二十六年年度地籍調査事業計画を変更し、次のとおり調査地域を追加したので、同条第五項の規定に基づき告示する。  
 平成二十六年八月二十七日  
 東京都知事 外 添 要 一  
 調査を行う者 調査 地 域 調査期間  
 奥多摩町 西多摩郡奥多摩町棚澤の一部 平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで

●東京都告示第千六百六十二号  
 都市計画法(昭和四十三年法律第九号)第五十九條第一項の規定に基づき武蔵野都市計画公園事業を認可したので、同法第六十二條第一項の規定により、次のように告示する。  
 平成二十六年八月二十七日  
 東京都知事 外 添 要 一

- 一 施行者の名称 武蔵野市
- 二 都市計画事業の種類及び名称 武蔵野都市計画公園事業第五・四・一 号境公園
- 三 事業施行期間 平成二十六年八月二十七日から平成二十八年三月三十一日まで
- 四 事業地 取用の部分 武蔵野市関前五丁目地内 使用の部分 なし

●東京都告示第千六百六十三号  
 東京都市計画事業汐留土地区画整理事業の事業計画を変更したので、土地区画整理法(昭和二十九年法律第九十九号)第五十五條第十三項において準用する同条第九項の規定により、次のとおり告示する。  
 平成二十六年八月二十七日  
 東京都知事 外 添 要 一

- 一 土地区画整理事業の名称 東京都市計画事業汐留土地区画整理事業
- 二 事務所所在地 足立区千住東二丁目十番十号 東京都第二区画整理事務所内
- 三 事業計画の決定の年月日 平成七年三月七日
- 四 事業施行期間 平成七年三月七日から平成二十八年三月三十一日まで
- 五 変更の年月日 平成二十六年八月二十七日

●東京都告示第千六百六十四号  
 建築基準法(昭和二十五年法律第二十一号)第四十八條第三項ただし書、第九項ただし書及び第十一項ただし書の規定による許可申請があったので、同条第十四項の規定により、次のように公開による意見の聴取(以下「公聴会」という。)を行います。  
 なお、公聴会で意見を述べようとする者は、当該公聴会の期日の三日前までに、知事に対し、意見の要旨並びに住

所、氏名及び当該公聴会の事由となる処分についての利害関係を記した書面を提出してください。

平成二十六年八月二十七日

東京都知事 舛 添 要 一

一 公聴会を行う日時 平成二十六年九月四日(木曜日) 午後二時から

二 公聴会を行う場所 東京都庁第二本庁舎十階二〇三会議室 新宿区西新宿二丁目八番一号

三 書面の提出先

東京都都市整備局市街地建築部調整課審査係(東京都庁第二本庁舎三階) 新宿区西新宿二丁目八番一号 電話〇三(五三八八)三三三四

四 公聴会を行う理由 次の建築許可をするため

(一)

建築主住 新宿区西新宿二丁目八番一号 所氏名 東京都 建築敷地 世田谷区駒沢公園八〇七番一

地域地区 第一種中高層住居専用地域、準防火地域及び第二種高度地区

申請の概要

工事種別 新築 及び用途 運動施設(弓道場)

敷地面積 約三、四五五平方メートル

建築面積 約一、四一一平方メートル

延べ面積 約一、三七四平方メートル

構造及び階数 鉄骨造 地上二階

高さ 七・六〇メートル

適用条文 建築基準法第四十八条第三項ただし書

(二)

建築主住 港区東新橋一丁目五番二号 汐留シティセンター十階 所氏名 アルダニー・インベストメンツ・ピーティイー・リミテッドほか一社

建築敷地 港区東新橋一丁目汐留土地地区画整理事業区域内街区番号二 符号五―七―一ほか

地域地区 商業地域、防火地域及び汐留地区再開発地区

申請の概要

工事種別 改修 及び用途 事務所、物販店舗、飲食店、店舗、郵便局、診療所、店舗共用、自動車車庫ほか

敷地面積 約一、一〇四平方メートル

建築面積 約一〇、七一八平方メートル

延べ面積 約二二七、七五三平方メートル

構造及び階数 鉄骨造一部鉄骨鉄筋コンクリート造及び鉄筋コンクリート造 地上四十三階地下四階

高さ 二一五・七五メートル

適用条文 建築基準法第四十八条第九項ただし書

(三)

建築主住 江東区豊洲三丁目七番五号 所氏名 学校法人芝浦工業大学 建築敷地 江東区豊洲六丁目豊洲土地地区画整理事業三一―一街区符号豊六 十一―

地域地区 工業地域、防火地域及び豊洲地区地区計画

申請の概要

工事種別 新築 及び用途 学校

敷地面積 約一四、五〇〇平方メートル

建築面積 約四、四〇七平方メートル

延べ面積 約一八、三八〇平方メートル

構造及び階数 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造及び鉄骨鉄筋コンクリート造ほか 地上七階ほか

高さ 三二・八〇メートルほか

適用条文 建築基準法第四十八条第十一項ただし書

●東京都告示第千六百六十五号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十六年八月二十七日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

指定に係る道路の種類 指定年月日 指定に係る道路の位置 指定に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)

法第四十二条第一項第五号の規定による道路 平成二十六年八月五日 狛江市元和泉二丁目三千三十九番五、同番十三、同番十四、同番十五の一部、同番四十、同番四十一、同番四十六の一部及び同番四十七

●東京都告示第千百六十六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備えて縦覧に供する。

平成二十六年八月二十七日

東京都多摩建築指導事務所長

金子博

指定に係る道路の種類

指定年月日

指定に係る道路の位置

指定に係る道路の延長及び幅員（単位メートル）

法第四十二条第一項第五号の規定による道路

平成二十六年八月六日

西東京市住吉町三丁目二千四百七十九番一、同番五及び同番七の各一部、同番八並びに同番九及び同番十の各一部並びに同番十二

延長 一七・七四 幅員 四・〇〇

●東京都告示第千百六十七号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、平成二十六年東京都告示第百八号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

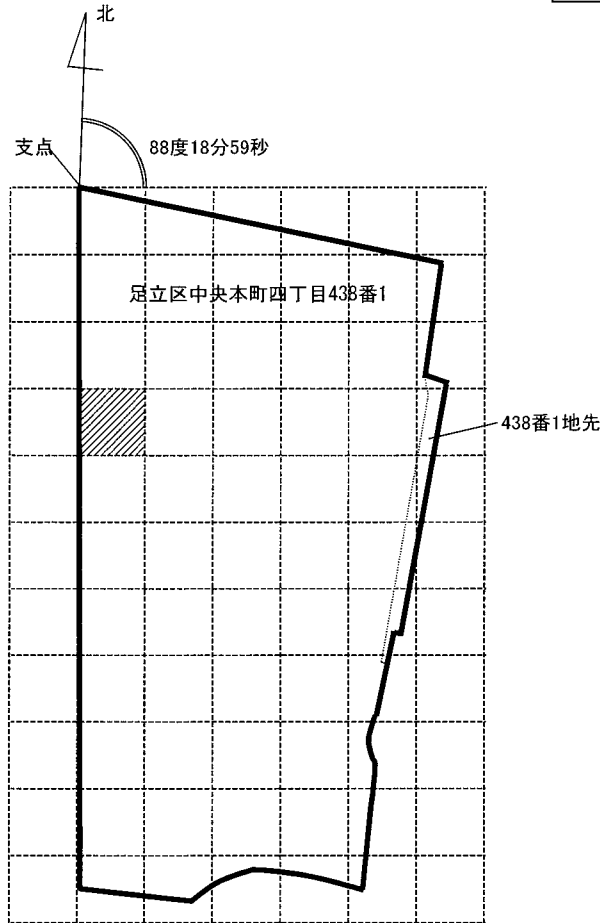
平成二十六年八月二十七日

東京都知事 外 添 要 一

一 指定を解除する区域 別図のとおり（足立区中央本町四丁目地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物  
三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

別図



<p><b>【支点】</b>          支点は、足立区中央本町四丁目438番1の最北端とする。</p>	<p><b>凡例</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>--- 単位区画境界線</li> <li>— 敷地境界</li> <li>--- 筆境界線</li> <li>▨ 指定を解除する区域</li> </ul>
<p><b>【格子の回転角度】</b>          88度18分59秒          格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として右回りに回転させた角度を示す。</p>	

# 公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請について

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則（平成十年東京都規則第二百四十三号）第八条において準用する同規則第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十六年八月二十七日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 申請のあった年月日  
平成二十六年六月二十七日
- 二 特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人障がい児者ライフサポートたんぽぽの会
- 三 代表者の氏名  
嶋田 知詠子
- 四 主たる事務所の所在地  
東京都江東区石島五番七号 深川ビル一階
- 五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民を対象として、障害児（者）及びその家族が豊かな地域生活が送れるように、障害を持つ子供の放課後など学校外活動を推進する事業・緊急一時保護事業・自立支援事業を行い、地域参加をすすめ、地域社会への啓発・広報活動事業を行う事で、障

害に理解ある社会作りに寄与することを目的とする。  
(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日  
平成二十六年六月三十日

二 特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人アートのスペース入船館

三 代表者の氏名  
鈴木 安子

四 主たる事務所の所在地  
東京都練馬区関町北二丁目二十三番二号

五 定款に記載された目的  
この法人は、子どもたち及び若手芸術家に対して、各種支援事業を行い、地域と社会の文化及び芸術の発展を図り、広く公益に貢献することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日  
平成二十六年七月一日

二 特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人中野中小企業診断士会

三 代表者の氏名  
柴原 廣次

四 主たる事務所の所在地  
東京都中野区中野四丁目十一番十号 アーバンネット

五 定款に記載された目的  
この法人は、商行政や商工団体と協力して、中野区

内および他の地域の中小企業、商店街等ならびに消費者をはじめとする一般市民に対して、創業、経営の合理化・革新・IT化、人材の育成等の幅広い経営支援活動を行い、もって地域経済および地域社会の活性化に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日  
平成二十六年七月一日

二 特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人アート・アンド・ソサイエティ研究センター

三 代表者の氏名  
深澤 安代

四 主たる事務所の所在地  
東京都千代田区外神田六丁目十一番十四号

五 定款に記載された目的  
この法人は、一般市民、芸術家、芸術文化活動実践者及び研究者に対して、都市や地域における芸術文化活動並びにパブリックアートの情報発信及び調査研究・実施活動に関する事業を行い、都市や地域の文化的発展と市民の文化環境の向上に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日  
平成二十六年七月一日

二 特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人パルレ

三 代表者の氏名

坪井 久美子

四 主たる事務所の所在地  
東京都品川区戸越三丁目十番一号 芳山荘

五 定款に記載された目的  
この法人は、発達障害児・者の教育・福祉等の振興を図りそのもてる能力を十分に発揮し、地域社会において自立した生活を営み、充実した生活を送ることができるよう支援することで、社会人としての責任を果し、地域社会に参加することを促すことによって、公益に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日  
平成二十六年七月十四日

二 特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人ゆいツール開発工房

三 代表者の氏名  
山本 かおり

四 主たる事務所の所在地  
東京都世田谷区代沢二丁目十九番十二号

五 定款に記載された目的  
この法人は、広く日本や世界の人々に対して、ESD(持続発展教育)プログラム開発をはじめとした教育活動事業等を行うことで、社会の中に世代や立場を越えたコミュニケーションや学び合いの機会を創出し、地域コミュニティの持つ課題(環境破壊、少子高齢化、地域文化の衰退など)の解決や、持続可能な社会構築に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十六年七月十四日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人お茶の水学術事業会

三 代表者の氏名

平野 由紀子

四 主たる事務所の所在地

東京都文京区大塚二丁目一番一号 お茶の水女子大学

理学部三号館二〇四

五 定款に記載された目的

この法人は、女子教育に携わる者、女子学生及び女子教育の振興に関心のある者等広く一般市民を対象として、セミナー及び講演等による教育・研究活動事業、留学生の交流や研究の国際交流・協力等のための国際交流事業、学生寮や保育所等の環境整備のための教育研究施設等の整備保全事業等を行うことよって男女共同参画社会の実現に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

特定非営利活動法人の設立の認証申請について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項に規定する特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十六年八月二十七日

東京都知事 舛 添 要 一

一 申請のあった年月日

平成二十六年七月十一日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人育児サポートdouce.

三 代表者の氏名

難波 直子

四 主たる事務所の所在地

東京都港区虎ノ門一丁目十四番一号 郵政福祉琴平ビル1F

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民を対象として、助産師による個別予約相談をはじめとした妊娠から出産までの周産期教育及び育児、授乳へのケアを提供し妊娠・育児期にある親子の社会支援の普及啓発に努め、育児が家族にとつてより良い時間となる社会作りに寄与する。また、周産期の専門知識をもつ助産師に活躍の場を拡大し、親子の助け手である助産師が身近にいる社会作りに寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十六年七月十一日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人芸術公社

三 代表者の氏名

西澤 千秋(相馬 千秋)

四 主たる事務所の所在地

東京都文京区本駒込五丁目四番一号 ラス・カサス

五 定款に記載された目的

この法人は、芸術が今日の時代と社会に応答し、未来

に向けて新たな公共理念や社会モデルを提示し得るものであるという認識のもと、同時代芸術に関わる事業の企画および実施を通じ、日本およびアジア地域の芸術文化振興に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十六年七月十四日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人国酒支援事業団体サケネス

三 代表者の氏名

中村 克己

四 主たる事務所の所在地

東京都新宿区新宿二丁目七番二号 藤和新宿コーポ七階

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民に対して、日本の酒文化の啓発・振興に関する事業、日本の酒文化についての調査・研究及びその結果の公表並びに情報の提供に関する事業、酒類の製造・販売・流通に携わる個人・団体等への支援に関する事業を行い、酒文化の発展を図るとともに、文化活動・経済活動の活性化を図り、もって広く公益に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

特別養護老人ホーム等の施設整備及び運営事業者の公募について

東京都東村山ナーシングホームを民設民営による運営形態へ転換するため、次のとおり事業者の公募を行う。

平成二十六年八月二十七日

東京都知事 舛 添 要 一

一 公募の趣旨

東京都東村山ナーシングホームについて、弾力的かつ効率的な施設運営を実現し、利用者サービスの向上を図ることを目的として、当該施設を民設民営による運営形態へ転換する。これに当たり、当該施設の事業を引き継ぎ、自ら施設設置主体となつて特別養護老人ホームを運営する民間の事業者を公募する。

なお、同事業者が新たな施設の整備を併せて行うものとする。

二 運営施設

老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十条の五に規定する特別養護老人ホーム及び介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八十六条に規定する指定介護老人福祉施設としての指定を受けて運営するもの。また、介護保険法第七十条に規定する短期入所生活介護事業所としての指定を受けて運営するもの

三 所在地

- (一) 東京都東村山市青葉町一丁目七番七の敷地の一部
- (二) 東京都東村山市青葉町一丁目七番三十三の敷地の一部

四 新たに整備する施設の概要

- (一) 定員 百六十一人（ユニット型個室定員三十人及び従来型（多床室）定員百三十一人）
- (二) 貸付敷地面積 八千四十五・一三平方メートル（都  
有地 有償貸付）
- (三) 貸付期間 五十年間

五 応募者の資格

社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二条に基づき設立された社会福祉法人で、平成二十六年四月一日現在、老人福祉法第二十条の五に基づく特別養護老人ホームの運営実績を一年以上有し、新たに施設整備を行い、事業を安定的に運営できる能力、資力等を有する者であること。

六 申込方法

特別養護老人ホーム等施設整備・運営事業者公募要項により、平成二十六年九月十六日（火曜日）に開催する事業者説明会に参加した後、応募申込書類、借受申請書類等を提出すること。

なお、同要項は、本日より東京都福祉保健局のホームページに掲載するほか、九の受付場所で配布する。

七 公募要項の配布期間

平成二十六年八月二十七日（水曜日）から同年九月十二日（金曜日）までの午前九時三十分から午後五時までとする。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）で定める休日を除く。

八 受付期間

事業者説明会の申込は、平成二十六年九月九日（火曜日）午後五時までにファクシミリにて受け付ける。  
応募申込書類の申込は、平成二十六年十月一日（水曜日）から同月十日（金曜日）までの午前九時三十分から午後五時までに持参又は同日（金曜日）の午後五時までに郵送等（必着）にて受け付ける。ただし、持参の場合は、東京都の休日に関する条例で定める休日を除く。  
借受申請書類等の申込は、平成二十六年十月三十日

九 受付場所

（木曜日）から同年十一月七日（金曜日）までの午前九時三十分から午後五時までに持参又は同日（金曜日）の午後五時までに郵送等（必着）にて受け付ける。ただし、持参の場合は、東京都の休日に関する条例で定める休日を除く。  
東京都福祉保健局高齢社会対策部施設支援課（東京都庁第一本庁舎二十四階中央）  
電話 ○三（五三二〇）四五八七

発行  
東京  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
号  
電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号  
163-8001

定価

本号  
一箇月 三〇円  
六、六〇〇円  
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社  
東京都文京区小石川二丁目三番七号  
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号  
112-0002